

## 平成 28 年度第 3 回民間社会福祉施設職員合宿研修会実施要綱

### 1 目 的

民間の特別養護老人ホームで入所者の処遇に従事している中堅職員に対し、必要な専門知識、技術を修得させるとともに、参加者相互の交流により、職員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主 催 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター  
〔公益財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業〕

3 後 援 厚生労働省

4 実施期間 平成 28 年 11 月 7 日（月）～11 月 11 日（金）までの 5 日間

5 研修会場 ホテルルポール麹町  
東京都千代田区平河町 2-4-3 電話 03-3265-5361（代）  
（交通）地下鉄有楽町線「麹町駅」下車 徒歩 3 分  
（JR 山手線有楽町駅乗り換え）

6 宿泊場所 上記に同じ

### 7 受講者の資格

民間社会福祉施設（公設民営を含む）の特別養護老人ホームに勤務する介護職員で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）社会福祉施設における業務経験が通算して 3 年以上で、かつ、当研修受講後も引き続き当該法人の施設に勤務する意志のある者
- （2）当研修に参加したことのない者
- （3）研修開催期間において、研修会場に宿泊できる者（2 人部屋または 3 人部屋）

8 受講定員 70 人

### 9 受講希望者の推薦

受講希望者にかかる都道府県・指定都市の推薦は、「平成 28 年度第 3 回民間社会福祉施設職員合宿研修会受講者推薦書」（別紙様式 1）の提出によるものとする。

## 10 受講者の選考

次の選考基準により受講者を選考する。

### 【選考基準】

- (1) 都道府県・政令指定都市の推薦者のうち各1名  
ただし、推薦のあった都道府県・政令指定都市の優先順位1位の推薦者の合計が定員を超える場合は、基準の(3)以降により選考する。
- (2) 都道府県・政令指定都市の推薦者のうち優先順位2位の者を、基準の(3)以降により選考する。(優先順位3位以下の者も同様に選考する)
- (3) 当研修に参加したことのない社会福祉施設の者
- (4) 利用者人数の多い社会福祉施設の者
- (5) 社会福祉施設における業務経験の長い者

## 11 研修費用等

研修にかかる研修費(含むテキスト代)、旅費、宿泊費、食費は当センターが負担する。

- (1) 旅費  
研修終了後速やかに、当センターの旅費規程に基づいた金額を指定の口座へ振込むものとする。
- (2) 宿泊費  
研修期間内の宿泊は、当センターが手配する。
- (3) 食費  
研修初日の懇談会費及び開催2日目から5日目までの朝食及び昼食は、当センターが手配する。

## 12 研修内容

研修科目及び時間(予定)

科目	時間	科目	時間
老人福祉行政の動向	1.5	介護記録の重要性	2.0
高齢者の病気と介護	1.5	リスクマネジメント	2.0
生活支援技術と介護演習	3.0	ユニットケア	3.0
グループ研究討議	3.5	認知症高齢者の心理とケア	4.0
事例検討の進め方	3.0	事例検討	4.5

## 13 課題事例の提出

- (1) 受講希望者は、「事例検討」の題材として、入所者処遇について次の《個別援助事例》または《集団活動事例》のいずれか一方を作成し、推薦書と同時に提出すること。  
《個別援助事例》は、現在課題がある事例について、「事例検討」様式1により作成すること。  
《集団活動事例》は、現在活動中の事例または完了した活動事例について、「事例検討」様式2により作成すること。
- (2) 提出された受講者の課題事例は、全員分の資料としてとりまとめ、事前に配付する。

#### 1 4 グループ研究討議の希望テーマの提出

- ( 1 ) 研修期間中、当センターが定めたテーマによりグループ研究討議を実施する。受講希望者は、「グループ研究討議の希望テーマ」(別紙様式 2)により希望するグループ(希望のテーマ)に 印を付し、推薦書と同時に提出すること。
- ( 2 ) 受講者として決定された者は、割り当てられたグループ(テーマ)に関し、実例をもととした問題提起を後日提出すること。なお、グループ割は、当センターにおいて調整し決定するので、必ず希望したテーマ別グループに割り当てられるとはかぎらない。

#### 1 5 受講者の携行品

- ( 1 ) 印鑑
- ( 2 ) ノート、筆記用具
- ( 3 ) 健康保険証
- ( 4 ) スポーツウェア、スニーカーの類
- ( 5 ) 施設パンフレット・名刺等(グループ研究討議等で使用)

#### 1 6 レポートの提出

- ( 1 ) レポートのテーマは、研修期間中に提示すること。
- ( 2 ) 受講者は、研修終了後、当センターが指定する期日までにレポートを提出すること。
- ( 3 ) 提出されたレポートは、報告書としてまとめ、関係機関に配付する。なお、併せて、公益財団法人中央競馬馬主社会福祉財団のホームページに掲載するものとする。